

令和元年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書
【健康部における財務に関する事務の執行について】

(令和4年10月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 令和元年度の監査テーマ

「健康部における財務に関する事務の執行について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和4年6月末日時点）

1ページから4ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和4年6月末日時点）

5ページから13ページのとおり

なお、1回目報告（令和2年6月末日時点）及び2回目報告（令和3年6月末日時点）で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
1		○	専門職アルバイトの雇用状況について	地域健康企画課	措置済み		
2		○	少額備品のリース契約について	地域健康企画課	措置中	措置中	措置済み
3		○	准看護学院運営費補助金及び施設の維持・更新のあり方について	地域健康企画課	措置中	措置中	措置中
4		○	最低制限価格制度の運用について	地域健康企画課	措置済み		
5		○	薬剤の廃棄に係る手続きについて	地域健康企画課	措置済み		
6	○		休日急病診療所報酬請求事務等業務委託の随意契約理由について	地域健康企画課	措置済み		
7		○	備品の機種選定に係る記録について	地域健康企画課	措置予定	措置予定	措置予定
8		○	医師への報酬支払いに係る源泉所得税の徴収について	地域健康企画課	措置予定	措置中	措置中
9		○	休日急病診療所における歯科診療の実施について	地域健康企画課	検討中	検討中	検討中
10		○	狂犬病予防業務委託契約書における委託業務の整理について	食品衛生課	措置済み		
11	○		見積書の積算内訳入手の必要性について	食品衛生課	措置済み		
12	○		獣医師による犬の鑑札の出納業務について	食品衛生課	措置済み		
13		○	犬の鑑札の一元管理について	食品衛生課	措置済み		
14		○	猫不妊手術助成金の周知について	食品衛生課	措置済み		
15		○	苦情相談処理簿に係る上席者の閲覧証跡について	食品衛生課	措置済み		
16		○	犬・猫の譲渡の促進に向けた広報について	食品衛生課	措置済み		
17		○	監視指導の計画と実績の対比について	食品衛生課	措置済み		

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
18		○	年度終了間際の切手の購入について	食品衛生課	措置済み		
19		○	食品衛生法の改正とその対応について	食品衛生課	措置済み		
20		○	理容所・美容所業者等に対する衛生講習会の参加者増加に向けた取組みについて	環境業務課	措置中	措置中	措置済み
21		○	浄化槽数の整理について	環境業務課	措置中	措置中	措置済み
22		○	簡易専用水道の定期点検受検率の向上について	環境業務課	措置予定	措置予定	措置中
23	○		清掃業務の履行確認について	環境業務課	措置済み		
24		○	旧防疫事務所のテレビの設置について	環境業務課	措置済み		
25		○	監視指導に係るローテーション計画の具体化について	環境業務課	措置済み		
26		○	監視指導の計画と実績の対比について	環境業務課	措置済み		
27		○	保険者や事業者等との連携について	健康づくり課	措置予定	措置済み	
28		○	医療機関との連携について	健康づくり課	措置予定	措置済み	
29		○	補助対象者の確認方法等について	健康づくり課	措置済み		
30		○	特定給食施設指導に係る計画策定について	健康づくり課	措置予定	措置済み	
31		○	医療団体補助金に係る計画・実績の確認の徹底について	健康づくり課	措置中	措置中	措置済み
32		○	公害補償管理システム機器保守点検業務等に係る随意契約理由の明記について	健康づくり課	措置済み		
33	○		公害補償管理システム機器保守点検業務の履行確認について	健康づくり課	措置済み		
34		○	公害健康被害認定審査会の委員構成について	健康づくり課	措置中	措置済み	

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
35		○	家庭療養指導事業における訪問指導実績集計資料のチェック体制の確立について	健康づくり課	措置済み		
36		○	事業内容の見直しに係る基準の明確化及び文書化について	健康づくり課	措置中	措置済み	
37		○	水泳教室に係る日程の見直しについて	健康づくり課	措置済み		
38		○	備品の有効活用について	母子保健・感染症課	措置中	措置済み	
39		○	小児慢性特定疾病医療費助成制度の更なる理解促進について	母子保健・感染症課	措置済み		
40		○	BCGワクチンの購入方法について	母子保健・感染症課	検討中	不措置	
41	○		定点報告業務に係る契約の業務委託契約書の別表について	母子保健・感染症課	措置済み		
42		○	定点報告業務に係る契約の随意契約理由の明記について	母子保健・感染症課	措置済み		
43		○	結核検診及び結核健康診断業務委託契約に係る随意契約理由の明記について	母子保健・感染症課	措置済み		
44		○	結核対策費補助事業に係る補助単価の見直しについて	母子保健・感染症課	措置予定	措置中	措置中
45		○	報償費に係る源泉徴収について	健康づくり課・ 母子保健・感染症課	措置予定	検討中	検討中
46		○	切手の受払い管理の単位について	健康づくり課・ 母子保健・感染症課	措置済み		
47		○	切手の適正在庫について	健康づくり課・ 母子保健・感染症課	措置済み		
48		○	保健センターにおける備品管理について	保健センター	措置済み		
49		○	保健センターにおける切手の管理について	保健センター	措置済み		
50		○	環境衛生検査センターの今後の活用について	環境衛生検査センター	措置中	措置済み	
51		○	東大阪市斎場整備基本構想における試算の手続きについて	斎場管理課	措置予定	措置予定	措置予定

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
52		○	既存火葬炉に係る修繕計画の策定について	斎場管理課	不措置	/	/
53		○	東大阪市斎場整備基本構想における既存斎場の跡地活用と墓地需要の把握について	斎場管理課	措置予定	措置予定	措置予定
54		○	斎場利用料金の見直しについて	斎場管理課	措置予定	措置予定	措置予定
55	○		斎場等管理委託料の履行確認について	斎場管理課	措置中	措置中	措置中
56		○	市営及び市有墓地の管理責任の範囲と地域の墓地管理委員会との関係について	斎場管理課	検討中	検討中	検討中
57		○	市営墓地の管理と管理料の徴収の検討について	斎場管理課	検討中	検討中	措置予定

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
2	42 ページ		○	少額備品のリース契約について	<p>保健所及び保健センターでは、1台あたり30万円以下の少額の備品を含む様々な備品についてリース契約を交わしている。</p> <p>リース契約のメリットとして、金融効果があることが挙げられるが、一件あたりの契約金額が少額である場合、その効果は乏しい。また、設備の陳腐化リスクを低減できることもメリットであるが、少額な備品の場合、たとえ購入後に新機種が出てきても業務に与える影響は無視し得るものである。</p> <p>リース契約のデメリットとして、リース料にはリース会社の手数料・保険料・金利・税金などが含まれるので、一般的に支払総額が割高になることが挙げられる。単年度だけの支出額を見ればリースの方が小さいのは当然であるが、複数年度でみれば少なからずコスト増の要因になることを認識しておく必要がある。</p> <p>少額備品に限らず、リース契約にするメリットとデメリットを比較考量してどのような契約形態にするか検討し、必要に応じて見直すべきである。</p>	地域健康 企画課	<p>次回備品導入方法検討資料に基づき、再度各備品の更新の必要性についても精査した上で、備品購入対応とした物件については適切に予算要求を行い、各契約満了後に備品購入を行います。</p> <p>また、リース契約が適切と判断した備品類についても、課内の複数のリース契約を一本化する、また、全庁的なリース契約に集約する等の見直しを行いました。</p> <p>今後も新たな備品を導入する際には、他の備品の調達形態とも比較考量しながら、適切な方法により調達してまいります。</p>	措置済み
3	50 ページ		○	准看護学院運営費補助金及び施設の維持・更新のあり方について	<p>東大阪准看護学院の運営主体である学校法人東大阪准看護学院(以下「学校法人」という。)の貸借対照表には剰余金1,868千円のほか、準備金164,464千円が計上されているが、準備金のうち、退職準備金を除く117,778千円については、内部留保としての性格が強く、実質的な繰越金にあたる可能性が高い。</p> <p>「団体に対する補助制度運用基準」においては、「補助金の支出先団体自体の会計において、毎年翌年度への繰越金が相当額ないか」との点検項目が掲げられており、同基準に基づき、定期的な点検見直しの俚上に載せる必要がある。</p> <p>学校法人や補助金等の財政支援を行っている大阪府等の他団体との協議が前提となるが、老朽化が進行した東大阪准看護学院の施設の更新・整備を学校法人の準備金を財源として行うべく要請することも検討の余地がある。</p>	地域健康 企画課	<p>当該法人の決算書が令和2年度より学校法人会計基準に基づく決算書となったことを受け、決算書作成基準の変更が各種準備金に与える影響について確認を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症対応等の影響により時間を要しております。</p> <p>同基準における各種準備金の精査後、使途や執行計画について改めて確認を行い、実質的な繰越金に相当するのかの判断を行ってまいります。</p>	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
7	62 ページ		○	備品の機種選定に係る記録について	<p>平成29年度に購入したレントゲン設備一式については、事後の休日急病診療所運営委員会において、関係する医師が機種選定に関与できなかったことについて疑問が呈された。</p> <p>そのため、平成30年度に購入した「薬剤分包機一式」については、特に関係する薬剤師と協議して機種選定を行っているものの、薬剤師との協議の内容についての記録が残されていない。</p> <p>機種選定にあたっては、診療所の状況等に即した適切なスペックのものを選択する必要がある。そのためには、できる限り多くの関係者に選定過程に関与してもらうか、少なくともその選定過程(議論、検討の内容)を記録し、多くの関係者に関覧してもらえるようにするなど、議論、検討の過程をさらにオープンなものとする必要がある。</p>	地域健康 企画課	医療機器や高額機器等の購入時には、関係者との協議を記録し保管します。	措置予定
8	63 ページ		○	医師への報酬支払いに係る源泉所得税の徴収について	<p>休日急病診療所では、東大阪市が医師会等との間で委託契約を締結し、医師会等から派遣された医師等により診療業務を実施している。</p> <p>派遣された医師等は、その診療業務に対する報酬を東大阪市から支給されており、東大阪市は「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」による所得税を源泉徴収している。</p> <p>本事業は、東大阪市が事業の実施を医師会等に委託しているものであり、派遣された医師等と東大阪市の間には何ら契約は存在しないことから、東大阪市は報酬の支払いを医師会等の代行に行っているだけということになる。</p> <p>東大阪市が医師会等から報酬の支払事務を依頼されたとしても、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」による所得税を源泉徴収することの適否が問われるところであるが、その確認を行うべき主体は東大阪市ではなく、派遣された医師等への報酬支払事務を行う必要のある医師会等である。</p> <p>医師等への報酬支払事務は、本来は東大阪市が行わなければならない事務ではない。この点を再検討する必要がある。</p>	地域健康 企画課	<p>委託料支払について、市から委託先(三師会)、三師会から各出務者へという本来の流れに戻すことを最終目標とすることを令和2年11月の運営委員会において提案いたしました。ただし、市・三師会双方とも内部の調整等が必要であり、急な変更が困難であったため、段階的に実施することで三師会に了承を得ました。</p> <p>まず第一段階として、令和3年1月より委託料支払の際、源泉徴収しない方法に切り替えたため、次段階として上記最終目標を達成するため三師会と調整いたします。</p>	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
9	64 ページ		○	休日急病診療所における歯科診療の実施について	<p>平成30年度における休日急病診療所の歯科受診者は全受診者7,847人のうち、約3.0%にあたる236人に過ぎない。また、金額については、平成30年度の診療収入71,268千円のうち、歯科診療にかかる診療収入は約2.5%にあたる1,758千円である。一方、歯科診療にかかる平成30年度の委託コストは8,377千円である。</p> <p>これは、休日急病診療所における歯科診療の需要が内科及び小児科に比べて非常に少なく、休日急病診療所の収支計算の上でも赤字の大きな要因になるということを意味する。</p> <p>東大阪府は、休日急病診療所における歯科診療の需要を増加させるにはどうすれば良いか、また休日急病診療所の歯科診療に係る収支構造を改善するにはどうすれば良いか、その方策を検討しなければならない。</p> <p>まずは、市内の歯科医院の診療時間の状況を含め、休日における市民の歯科診療の需要状況について正確に把握し、休日急病診療所の歯科診療設備や体制を有効に活用することを検討していただきたい。</p>	地域健康企画課	<p>患者数が少ないとはいえ、当診療所を必要とし、来院される患者もおり、公的医療機関として、最後の受け皿としての責務を果たす役割もあります。</p> <p>これまでも各歯科診療所におけるPR活動の実施や年末年始の出務人数を減らすなど収支改善策は実施してきましたが、今後は歯科診療における需要を調査したうえで、適切な方向性を検討してまいります。</p> <p>また、歯科医師や歯科衛生士、医療事務とともに診療報酬の患者単価を上げるための手技やそれに伴う医療機器・歯科材料の購入等も検討し、少しでも赤字を減らす努力をしてまいります。</p>	検討中
20	98 ページ		○	理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会の参加者増加に向けた取組みについて	<p>環境薬務課では、理容所・美容所の自主管理の促進を図るため、また、立入検査だけでは十分な指導が行き渡らないために、理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会を開催している。</p> <p>理容所・美容所への立入検査の実績だけでなく、理容所・美容所の施設数に対する衛生講習会参加者数の割合もかなり低いものとなっているため、今後、受講対象者の関心の高いテーマを取り上げるなど、講習会参加者の増加に向けた更なる取組みが必要である。</p>	環境薬務課	<p>令和4年度もウェブへの資料掲載を行い、希望される方へは資料を送付しました。</p> <p>テーマも受講対象者の関心が高いものとして「換気」としました。令和3年度、4年度と講習会の開催の方法を見直したところ、感染の危険性がなく、場所や時間の制限を受けにくく気軽に参加できる等の評価をいただき、参加者増加に向けた取組みが進みました。</p>	措置済み

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
21	98 ページ		○	浄化槽数の整理について	<p>環境薬務課が監視の対象としている市内の浄化槽施設数は、平成30年度末時点で統計上10,528施設となっている。しかし、環境薬務課においては、1万件を超える浄化槽数は実態に合っておらず、関係部署の資料から実数は5千施設程度と推測しているとのことである。</p> <p>環境薬務課においては、現在、浄化槽数の整理を進めているものの、設置当時の設置場所の地図が不正確であったり、当時の地番と現在の住居表示が一致しなかったりして、設置場所の特定ができない等の事情から難航しているとのことである。</p> <p>整理が難航する事情については、一定、理解するところではあるが、浄化槽数は、「公衆衛生の現況」等の公表統計資料に掲載される数値であるので、正確な数値となるよう早急な整理が必要である。</p>	環境薬務課	<p>浄化槽の施設数は変動するため、定期的に関係部署の資料との整合性を確認することが必要ですが、これまで進んでいなかった関係部署の既存資料と当課のデータの突合については、終了しました。</p> <p>令和4年3月末浄化槽数:5,237</p>	措置済み
22	99 ページ		○	簡易専用水道の定期点検受検率の向上について	<p>簡易専用水道の設置者は、水道法の規定により、年1回の水槽の清掃及び定期点検を受けることが義務化されている。</p> <p>定期点検の受検率は、近年80%程度で推移しており、200件近い簡易専用水道の設置者が定期点検を怠っていることになる。</p> <p>環境薬務課では定期点検の実施が確認できない簡易専用水道の設置者に対して、定期点検の受検を促す文書を送付しているが、受検を促す文書には定期点検が水道法に定められた義務であることは記載されているものの、定期点検を怠った設置者に対して罰金が課される旨の記載はない。</p> <p>簡易専用水道の設置者に送付する定期点検の受検を促す文書に定期点検を怠った場合は罰金が課される旨を明記して送付し、受検率の向上を図ることを検討すべきである。</p>	環境薬務課	<p>罰金が課される旨を明記した文書は作成済みです。送付予定時期に簡易専用水道設置者に文書送付を行います。</p>	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
31	134 ページ		○	医療団体補助金に係る計画・実績の確認の徹底について	<p>本補助金は市内の3医師会及び2歯科医師会に対して補助金を交付するものであるが、補助事業計画及び実績報告資料を確認した限り、計画の具体性や講習会等の事業内容・開催数・参加者数、ホームページの情報の充実・更新頻度等について、その規模・情報量の差が補助金交付先の各団体間で大きい状況であった。</p> <p>補助金の基準単価の根拠については、各団体の事業実施において、人数の多少によらない経費(講演会に係る講師代や賃借料、情報管理料等)を考慮し、会員基準単価に加え、会員数調整加算、団体基準単価を設けたとされているが、その詳細は明らかでない。</p> <p>具体的な計画策定や実績報告に関する証拠の提出を徹底するとともに、実施した事業の詳細について確認し、その支出の妥当性を検討し、必要に応じて補助金の算定方法についても検討する必要がある。</p>	健康づくり課	<p>補助金事業計画・実績報告時には、実施事業の詳細資料を提出してもらうよう徹底しました。令和2年度・3年度交付申請時には、事業の詳細を確認し、実績報告についても具体的な事業内容及び経費について点検し、補助事業の妥当性・有効性について確認して実施しています。また、2年度、3年度の実績を確認する中で、補助単価と実績内容、実績金額を確認し、補助の妥当性等も検討した結果、補助単価についても改定の必要はないと判断しました。</p>	措置済み
44	201 ページ		○	結核対策費補助事業に係る補助単価の見直しについて	<p>本補助事業に係る直近3年度の決算額は当初予算額の2分の1程度で推移している。</p> <p>これは、補助対象となる定期の健康診断の実施率の問題ではなく、予算策定時の補助単価の設定によるものである。具体的には、予算策定に際しては直接撮影の補助基本単価を用いて積算しているのに対し、市内の私立学校、社会福祉施設においてはより単価の安い間接撮影によっている場合があること、また実支出額が補助基本単価より低額な場合があるためである。</p> <p>不用額の発生状況を見ると、予算積算上の補助単価が実態に即していない可能性もある。したがって、予算策定にあたっては、実績を踏まえた平均単価等を補助単価として使用することにも検討の余地がある。</p>	母子保健・感染症課	<p>補助単価見直しにあたっての実績確認を終了し、予算要求の方法を検討している状況です。</p>	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
45	204 ページ		○	報償費に係る源泉徴収について	<p>保健センターにおける集団健康診査等については、医師や看護師等に対して毎年度当初に年間分の業務を依頼し、毎月の出務に係る報償費を翌月にまとめて支払っており、支払時に源泉徴収を行うにあたり、「給与所得の源泉徴収税額表(日額表)」丙欄を用いている。</p> <p>所得税基本通達185-8(2)においては、「あらかじめ定められた雇用契約の期間が2月以内の者に支払われる給与等で、労働した日又は時間によって算定されるもの(雇用契約の期間の延長又は再雇用により継続して2月を超えて雇用されることとなった者に当該2月を超える部分の期間につき支払われる給与等を除く。)」には日額表丙欄の適用があるものとされている。</p> <p>当該業務が開始した当初は業務に従事する医師等が現在よりも多く、2か月を超えて継続的に業務に従事することが少なかったため、日額表丙欄を用いることとしたと考えられるとのことであるが、現状では、前提条件となる業務への従事状況が相違してきていると考えられるため、適用している源泉徴収税額表が適切であるか検討し、必要に応じて所轄税務署へ照会するなどの対応を行う必要がある。</p>	健康づくり課 母子保健・感染症課	【健康づくり課・母子保健感染症課】 業務の実態に応じた所得税額の適切な運用を図るため、今後も検討してまいります。	検討中
51	234 ページ		○	東大阪市斎場整備基本構想における試算の手続きについて	<p>東大阪市では、平成31年2月に、今後増加することが見込まれる火葬需要を推計し、備えるべき火葬炉数を確保するため必要な施設整備を行うにあたっての基本的な考え方を示した「東大阪市斎場整備基本構想」(以下「基本構想」という。)を公表している。</p> <p>基本構想では、既存斎場活用案と新斎場建設案の費用を試算するなどした結果、両者を併用することとしたとのことであるが、試算の前提条件等については市内部で検討されたのみであり、外部の有識者や専門家による検証確認は行われていない。</p> <p>少なくとも、新斎場の施設整備計画策定や基本構想の見直しのタイミングにおいては、試算の前提条件やトータルコストを含めた具体的な整備手法の検討結果について、外部の有識者や専門家の知見を活用し、検証確認する必要があると考える。</p>	斎場管理課	現在、指摘にある東大阪市斎場整備基本構想に基づき、新斎場の整備を進めようとしているところですが、肝心の建設候補地が定まらない状況です。コスト面から今後の斎場整備の在り方を検証することについては、その手法に関わらず必要なことであり、指摘にある構想(計画)の節目においては実施すべきと思われますが、令和4年6月時点においてはその段階まで至っていません。	措置予定

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
53	238 頁		○	東大阪市斎場整備基本構想における既存斎場の跡地活用と墓地需要の把握について	<p>基本構想では、市営斎場を長瀬斎場と新斎場に集約し、残りの斎場については順次廃止・集約化の対象にしている。</p> <p>今後、市営斎場を廃止する場合、跡地の活用を検討する必要があるが、基本構想においては、跡地の活用策について、特段の記載はない。</p> <p>市営斎場はすべて墓地に隣接した立地であるため、墓地と切り離した跡地活用は実質的に困難である。こうした状況を踏まえた現実的な対応としては、合葬墓、駐車場、納骨堂、新たな墓地などの選択肢が考えられる。</p> <p>現状、東大阪市では市全体の墓地需要を把握していないが、廃止後の市営斎場の跡地について墓地と一体となった効果的な活用を検討するためには、東大阪市全体の墓地に関する需給の状況を客観的なデータに基づき把握する必要がある。</p>	斎場管理課	<p>既存斎場の跡地活用については、まず既存斎場の集約化について目途を立てた後に検証することになります。集約化の前提となる新斎場の建設に進捗がみられない現状において、未だ跡地活用についての具体の動きを取るところまで至っていません。</p>	措置予定
54	239 頁		○	斎場利用料金の見直しについて	<p>東大阪市の市営斎場の利用料金は、単純に比較することはできないものの、大阪府内の中核市と比べると、概ね安くなっている。これは、地域の共同墓地に併設された斎場に起源がある斎場の成り立ちや火葬炉等の施設が他市と比べて老朽化が進んでいることなどから、これまで料金改定ができなかったことが要因と考えられる。</p> <p>長瀬斎場は大規模改修後のサービス向上に伴う料金改定の可能性がある。今後、料金改定を行う場合は、他市の施設整備状況や料金を比較しつつ、斎場におけるサービスと投資に係るトータルコストを勘案して、受益者負担の観点から市民への説明と納得感のある対応を行う必要がある。</p>	斎場管理課	<p>現在、大阪府下の斎場使用料の状況を調査するなど、適正な斎場使用料の設定を行うべく整理の進捗に合わせながら検討してまいります。</p>	措置予定

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
55	240 ページ	○		斎場等管理委託料の履行確認について	<p>斎場等管理委託料については、火葬設備保守点検業務委託料のように、火葬炉の特性から当初整備時の火葬炉事業者との随意契約になることが多くなっている。その場合、競争原理が働きにくい環境にあるため、事業者から精度の高い見積書を入手して仕様の詳細な吟味を行うとともに、履行確認の際には仕様どおりの業務が実施されているかを適切に点検確認することが求められる。</p> <p>火葬設備保守点検業務の見積書の内訳明細の記載が十分でなく、どのような修繕を行うのか明示されていなかった。また、修繕作業後に提出される「火葬装置点検表」については見積書のどの修繕項目と対応しているのか、明示されていなかった。</p> <p>修繕の必要な項目と個別の修繕内容が対応可能な報告書を入手するなど、何らかの方法で履行確認が実施可能な方法に変更する必要がある。</p>	斎場管理課	<p>監査の指摘を受け、火葬炉の修繕等を行う業者に対しては厳しく指導を行いました。その結果、修繕履歴については確認可能になりました。ただし、指摘にあるような精度の高い見積書の点については、本市の斎場、火葬炉ともに老朽が進み、修繕を要する箇所等の予測が困難なことから改善は困難であり、この点については引き続きの検討を要します。</p>	措置中
56	243 ページ	○		市営及び市有墓地の管理責任の範囲と地域の墓地管理委員会との関係について	<p>市営墓地は東大阪市が直接管理しているが、市有墓地は、もともと地域の共同墓地であったものを大阪府の指導に基づき、土地所有者から寄附を受けたものである。このため、底地のみが東大阪市の所有であり、墓地の管理運営は地元の墓地管理委員会が行う形式となっている。</p> <p>市営墓地のうち、長瀬及び小阪墓地では地域の墓地管理委員会が東大阪市の許可なく墓地使用者に対して費用徴収しているが、維持管理費用は東大阪市の負担していることから、本来、管理料は無料であるはずである。</p> <p>東大阪市が市営墓地において任意団体である墓地管理委員会に管理料を徴収することを事実上容認してきた経緯があるとしても、墓地の使用者に対して誤解を招かないよう、任意団体による徴収であることを明確にする必要がある。</p> <p>市有墓地のうち、上六万寺墓地において平成29年8月の大雨の影響で擁壁の一部が壊れ、その修繕に要する費用負担を東大阪市と墓地管理委員会との間で協議する事案があり、民法上の所有者責任に基づき東大阪市の費用負担することとなったが、その一部について東大阪市から墓地管理委員会に負担を要請している。</p> <p>土地所有者である東大阪市が管理運営者である墓地管理委員会に対して、どこまで墓地周囲の修繕費負担をするかは議論の余地があるが、東大阪市の責任の所在を明らかにするために、墓地管理委員会との間で、市有墓地の管理責任の範囲に係る基本方針についての合意書や、その方針に基づく費用負担の協定書などを締結することが考えられる。</p>	斎場管理課	<p>墓地の底地の所有者が市である、いわゆる市有墓地について、リスク分担にかかる協定書の作成を、という意見については当面は民法等の解釈によってリスクの分担はほぼ明確にできると考えます。ただ、現在の墓地管理委員会と市の関係では、何らその権利関係を示すものがないため、先々は何らかの書面を交わす必要があるかも知れません。意見に対する措置は過去からの経過もあり、数年で可能なものではないと思われるため、未だ措置には至っていません。</p>	検討中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
57	245 ページ		○	市営墓地の管理と管理料の徴収の検討について	<p>市営墓地に係る墓地図は各市営墓地の現場に備えているほか、斎場管理課においても備えている。また、墓籍(墓地台帳)はデータ管理されており、墓地台帳において利用者の異動状況が管理されている。</p> <p>利用者の異動状況については、墓地使用者からの申請があった時の台帳上の管理にとどまっており、墓地使用者の居所確認は特に実施していない。このため、墓地使用者の居所不明や相続放棄等があったとしても、それを正確に把握する方法はなく、墓地が長期間放置された結果、無縁墓地になることも否定できない。</p> <p>墓地の適正管理の観点から、適時に墓地使用者を確認するためにも、さらには、受益者負担の観点から、墓地の管理コストの公平な負担を求めるためにも、債権管理手続きを行う体制などを検討した上で、墓地管理料の有償化を検討する必要がある。</p>	斎場管理課	指摘の内容の検討にはまず、墓地使用者の居所等の把握が必要となります。市政の開始よりもはるか以前から存在する墓の状況を調べる必要もありますが、一部墓地にて着手予定です。	措置予定